

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 業務運営の効率化 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 内部統制の適切な運用 (3) 管理会計の活用による経営管理の向上 (4) 情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 機構は、通則法に基づき、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、社会経済環境の変化に対応しながら、持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行うこと。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。				評価 評価
1 業務運営の効率化 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。 このため、民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを採り入れた実施体制の構築を図ること。 また、技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得ること。	1 業務運営の効率化 効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。	1 業務運営の効率化 効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・効率的な業務運営が行われるよう組織の整備・見直しを適切に実施しているか。	<主要な業務実績> <評価と根拠> 評価：B 東日本大震災に係る復興支援について、福島県内の原発避難区域における復興拠点整備への対応や業務進捗に応じた体制の見直しを実施しつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るため組織体制の見直しを実施した。 千葉ニュータウン北環状線事業に関するコンプライアンス事案を踏まえた研修について、管理職を対象とする等実施方法を見直しし、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図った。 また「内部統制の推進に関する取組方針」に基づく職員の意識向上、普及啓発等を実施したほか、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等、内部統制の一層の充実・強化を図った。 管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。		
	(1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年	(1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化等を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25		東日本大震災に係る復興支援について、福島県内の原発避難区域における復興拠点整備への対応や業務進捗に応じた体制の見直しを実施しつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るための組織体制の見直しを実施した。 ① ニュータウン事業等の新規に事業着		

	<p>12月24日閣議決定)に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成26年中に結論を得る。</p> <p>④ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を検討する。</p>	<p>年12月24日閣議決定)に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を引き続き検討する。</p>		<p>手しないこととされた業務については、当該業務に係る要員等を削減し、その組織体制の縮小を行った。</p> <p>② 職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図るため、引き続き、積極的な人材投資を行うとともに、民間出身の役職員の活用を行った。</p> <p>③ 旅費計算及び収入支出等、経理関連業務の一部におけるアウトソーシングについて、対象組織を拡大し、全社で導入した。</p>	<p>外部専門機関による高度な検査等を実施し、情報セキュリティ水準の向上を図った。</p> <p>また、市場化テスト対象業務について決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>独立行政法人として、社会的な信頼に依っていくため、業務の適正な実施が求められていることを職員1人1人が常に意識して取り組むことが重要であり、千葉ニュータウン北環状線事業に関するコンプライアンス事案を受け、平成28年7月に公表した再発防止策への取組等、引き続き、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図っていく。さらに、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関</p>		<p>コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等に関し、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉ニュータウン北環状線事業に関するコンプライアンス事案を受け、平成28年7月に公表し平成30年3月までに全て実施した再発防止策を引き続き平成30年度においても実施した。 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 役職員の内部統制意識向上のため、イントラネットを活用した研修を実施するとともに、外部講師によるコンプライアンス研修については対象を優先度の高いマネジメント層である管理職に見直しし実施。 <p>内部統制の一層の充実・強化を図るた</p>		

		<p>する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>め、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の重要な意思決定においては、全役員で構成される理事会で審議した。 ・ 事業ごとのリスクを意識しながら、リスクマネジメントを実施した。 ・ 「内部統制の推進に関する取組方針」に基づく職員の意識向上、普及啓発等を実施した。 <p>内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上を図った。</p> <p>監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告した。</p>	
	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報をより適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、管理会計を活用する。</p>	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、部門別及び圏域・地区別の執行管理の推進に努め、管理会計の一層の充実を図る。</p>		<p>管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。</p> <p>また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化を図った。</p>	
	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成 25 年 6 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づ</p>	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の更なる機能強化に関する方針」(平成 28 年 1 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。特に、情報セキュリティ対策の更なる強化が求められている情勢を踏まえ、外部専門機関によるシステム脆弱性検査やペネトレーションテスト等の高度な検査等、情報セキュリティ水準の向上に資する取組を実施する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づ</p>		<p>前年度に引き続き、外部専門機関によるシステム脆弱性検査やペネトレーションテスト実施等、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)の改正を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p> <p>また、前年度に引き続き、市場化テストの対象と定められた「UR-NET の運用支援等に関する業務」において、公共サービス改革法が定める民間競争入札(平成 28 年度実施)により決定した事業者に、サーバ稼働維持業務を適切に実施させる等、当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持した。また、公共サービス改革基本方針に</p>	

	<p>き、「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)において市場化テストの対象と定められた OA 用情報システムの運用管理業務について民間競争入札を実施し、決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持するとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を行う。</p>	<p>き、「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)において市場化テストの対象と定められた OA 用情報システムの運用管理業務について、民間競争入札(平成 28 年度実施)により決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持するとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を引き続き行う。</p>		<p>基づき定めた「UR-NET の運用支援等に関する業務民間競争入札実施要項」により、業務の実施状況の検証を行い、利用者からの問合せ対応、障害一次切り分け等の業務が適切に実施されていることが認められた。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理</p> <p>機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。</p>	<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理</p> <p>機構が参画することにより、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を推進させる際には、的確な事業リスクの把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の取組を徹底する。</p>	<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理</p> <p>的確な事業リスクの管理を行うため、平成30年度においては、以下の取組を引き続き実施・徹底する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。 	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>新規事業着手段階の31地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。</p> <p>また、事業実施段階の180地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見直しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、47地区で見直しを実施した。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価9件、再評価4件、事後評価4件を実施した。</p> <p>うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	<p>評定</p>
	<p>① 新規事業の着手に当たっては、機構が負うこととなる事業リスクについて、事業期間、地価、工事費、金利等の変動リスクを十分に踏まえた経営計画等を策定の上で、事業着手の可否を判断する。</p>	<p>① 新規事業の経営計画等の策定に際しては、以下の方法により個別事業毎に事業リスクへの対策をとることとする。</p> <p>イ 事業リスクの抽出</p> <p>事業期間中に発生する可能性のある、事業期間、地価、工事費等の変動リスクを抽出する。</p> <p>ロ 事業リスク軽減方策とリスク分担の検討</p> <p>抽出したリスクに対して、軽減するための措置を検討するとともに、リスクの種別等に応じて地方公共団体、民間事業者等との適切なリスク分担を図る。</p> <p>ハ 経営計画等の策定</p> <p>正味現在価値の算出等により、機構が負うこととなる事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否について判断する。</p> <p>デシジョンツリーの作成により、事業見直しの基準とリスクの</p>		<p>① 新規事業着手段階の31地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。</p>		

		発生が予想される時期等を明確にし、その時期において必要に応じ事業計画の見直しを行うことができる計画とする。			
	② 事業着手後においても、事業を実施中のすべての地区において、毎年、定期的な事業リスクの管理を行うことと併せて、土地取得・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、採算見直し、事業リスクを定量的に把握することとし、適宜、その精度の向上を図るために事業リスクの管理手法等の見直しを行う。必要に応じて事業の見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。	② 事業の実施に当たっては、引き続き、事業資産の販売先の早期確定、民間との共同事業化等、事業リスクを軽減するための措置を可能な限り講ずる。		② 事業実施に当たっては、事業資産の販売先の早期確定や関係者との適切な役割分担を中心にリスクの軽減策を講じた。	
		③ 事業実施中のすべての地区において、事業執行管理調書を用いて、定期的な採算見直し、事業リスクのモニタリングを行い管理する。また、デシジョンツリーにおいて示された土地取得・資金調達・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、事業リスクを引き続き定量的に把握して管理する。その結果、事業見直しが必要と判断される地区については、事業見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。 また、事業見直しの可能性を十分考慮し、見直しを行う必要性の有無を確認する時期を予め明確にするとともに、その基準を個々に定める進め方とする。		③ 事業実施段階のすべての地区（平成30年4月1日時点:180地区）について、事業執行管理調書を作成した上で事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、47地区について事業の見直しを行った。	

<p>(2)事業評価の実施</p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>		<p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価9件、再評価4件、事後評価4件を実施した。</p> <p>再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	
---	---	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 一般管理費・事業費の効率化 4 総合的なコスト削減の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減(計画値)	5%程度	—	—	—	—	—	5%程度	—
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減(実績値)	—	—	4.97%	4.67%	4.72%	4.78%	5.06%	—
達成率	—	—	—	—	—	—	101%	—

注) 主要な経年データのうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減すること。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図ること。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減</p> <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の節減を全社的に進めたこと等により、平成25年度比5.06%の削減を実現した。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、引き続き事業コストや賃貸住宅管理コストの縮減及び不採算事業の見直し等、事業の効率的な執行によるコスト改善を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の節減を全社的に進めたこと等により、平成25年度比5.06%の削減を実現した。</p> <p>また、事業費については、政策的意義の高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。</p> <p>外部調達コストの削減については、リバースオークション方式、フレックス工期制度、発注の平準化等の拡大適用及び賃貸住宅修繕工事の部品・仕様の見直しにより、外部調達コストの低減を図る施策を展開し、リバースオークションについては、物品等の調達案件において43件実施し、予定価格計約10億円に対し、計約4億円（削減率44%）のコスト削減を実現した。不調・不落率については、13.6%となった。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	<p>評定</p>
<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>事業コストの削減については、コスト構造の改善に関するプログラム等を策定の上、それに基づき総合的なコストの削減を行うとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組むこと。これらにより与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図ること。</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成24年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成20年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の導入や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成24年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成20年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の実施や総合評価方式の見直し、リバースオークション方式の活用等、応札者の価格低減余地を引き出す運用及びフレックス工期による契約方式の導入により事業者間の競争を促進する運用を推進すること</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <p>・事業コストの削減について、総合的なコストの削減を実施するとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>コスト構造改善プログラムに基づき以下の施策を行った。</p> <p>①事業のスピードアップ</p> <p>「周辺基盤整備完了前の土地の早期販売」等</p> <p>②計画・設計・施工の最適化</p> <p>「大規模発注方式」（大括り化による発注方式）等</p> <p>③維持管理の最適化</p> <p>「長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」等</p> <p>外部調達コストの一層の削減方策として、以下の施策を行った。</p> <p>① リバースオークション方式を物品等の調達案件において43件実</p>	<p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	

	<p>等(一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等)による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>	<p>により、品質等価格以外の要素にも留意しつつ、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等(発注方法の大括り化、修繕コストの透明化の試行実施、耐久性の高い部材の活用等)による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>		<p>施し、予定価格計約 10 億円に対し、計約 4 億円 (削減率 44%) のコスト削減を実現した。</p> <p>② 事業者間の競争を促進し、入札不調・不落の改善を図るため、フレックス工期制度の適用案件を拡大して、事業者が参加しやすい環境整備を促進した。</p> <p>③ 相対的に見て調達環境の良い上半期へ発注を平準化し、事業者の受注意欲向上を図った。</p> <p>④ 定期的(年 3 回)にホームページで事前公表している発注予定情報に加え、より詳細な公募情報を可能な限り公表した。</p> <p>⑤ 総合評価方式入札の一部において、他の公共機関での同種工事の実績も評価し、新規事業者の参入を促す施策について、適用案件を拡大し実施した。</p> <p>これらにより、不調・不落率については、13.6%となった。</p> <p>また、昨年度と同様にコスト削減に関する役職員の意識向上を図る目的で、「YYサイト」(社内イントラネット)上で機構等の調達に関する情報を発信した。</p> <p>賃貸住宅事業については、上記の施策のうち同事業に係るもの及び保全工事の発注時期の平準化を実施し競争参加者増を図る等、昨年度に引き続きコスト削減を着実にいった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェック	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。なお、過年度の入札及び契約に関する内規違反事案を受け、不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し及び規範意識の向上を図るための研修の実施等の再発防止策の徹底に引き続き取り組んでいく。 また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施するとともに、その取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> 「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。	<主要な業務実績> 1 法令順守及び契約の適正性を確保するための体制強化の推進 ① 契約業務に携わる人材の育成・強化の観点から、契約手続に係るマニュアル類の整備(契約ハンドブック、イントラネット版契約マニュアルの更新等)を実施するとともに、契約業務研修を実施した。 ② 過年度に入札及び契約に関する内規違反事案が発生したことを受け、不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し及び規範意識の向上を図るための研修の実施等の再発防止策を実施した。 2 「調達等合理化計画」の着実な実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「平成30年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた、調達コストの削減及び業務の改善に資する取組、競争性の確保等に係る取組、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を着実に実施した。	<評定と根拠> 評定：B 契約手続に係るマニュアル等の整備等を行うとともに、過年度に入札及び契約に関する内規違反事案が発生したことを受け、不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し及び規範意識の向上を図るための研修の実施等の再発防止策を実施し、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の一層の充実・強化を図った。 「平成30年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、調達コストの削減及び業務の改善に資する取組、競争性の確保等に係る取組、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を着実に実施した。また、本計画の策定及び自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。 入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。	評定

	<p>を受けるものとする。</p>	<p>実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受ける。</p>		<p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札談合等関与行為の確実な防止以下の防止対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談合防止研修を実施した（公正取引委員会講師を招聘）。 ・「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 <p>4 入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	-------------------	--	--	---	------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>